

## (6) 教育課程の変更状況

## ① 大学院学校教育研究科 教育課程の変更状況 (令和7年度入学者)

上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程 (平成16年規程第72号) の一部を次のように改正する。

改正案	現 行
<p><b>第1条～第7条</b> 略</p> <p>(長期履修学生、<u>教育職員免許取得プログラム及び遠隔教育活用修学プログラム</u>)</p> <p><b>第8条</b> 学則第59条第1項ただし書に規定する職業を有している等の事情により<u>長期</u>にわたり計画的に教育課程を履修する者(以下「長期履修学生」という。)として、<u>学校教育学部において開設する授業科目の履修により教育職員免許状の取得の所要資格を得させる修業年限3年のプログラムを教育職員免許取得プログラムという。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>学校教育学部において開設する授業科目を履修し、修得した単位は、学則第72条第1項及び第2項に規定する修了要件の単位数に含めることができない。</u></p> <p>3 <u>長期履修学生として、現職教員を対象に、遠隔教育を活用して教育課程を履修させる修業年限3年から5年以内のプログラムを遠隔教育活用修学プログラムという。</u></p> <p>4 <u>同条第1項及び第3項を除く長期履修学生の修業年限は、3年とする。</u></p> <p>5 <u>長期履修学生、教育職員免許取得プログラム及び遠隔教育活用修学プログラムについて必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p><b>第1条～第7条</b> 略</p> <p>(長期履修学生<u>及び</u>教育職員免許取得プログラム)</p> <p><b>第8条</b> 学則第59条第1項ただし書に規定する職業を有している等の事情により<u>3年間</u>にわたり計画的に教育課程を履修する者(以下「長期履修学生」という。)のうち、<u>教育職員免許状の取得の所要資格を得させることを目的としたプログラム(以下「教育職員免許取得プログラム」という。)</u>の受講を許可された者は、<u>学校教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める教育職員免許状の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により授業科目を履修し、<u>当該授業科目の成績評価の結果、合格した者には所定の単位を与えるものとする。ただし、修得した単位は、学則第72条第1項及び第2項に規定する修了要件の単位数に含めることができない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>長期履修学生及び教育職員免許取得プログラムについて必要な事項は、別に定める。</u></p>
<p><b>第9条～第23条</b> 略</p>	<p><b>第9条～第23条</b> 略</p>
<p><b>別表第1</b> (第4条関係) 略</p>	<p><b>別表第1</b> (第4条関係) 略</p>
<p><b>別表第2</b> (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">履 修 基 準 単 位 表</p> <p>(1) 修士課程 略</p> <p>(2) 専門職学位課程</p>	<p><b>別表第2</b> (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">履 修 基 準 単 位 表</p> <p>(1) 修士課程 略</p> <p>(2) 専門職学位課程</p>

区分	授業科目の領域	単位	摘要
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目 教科等の実践的な指導方法に関する科目 生徒指導及び教育相談に関する科目 学級経営及び学校経営に関する科目 学校教育と教員の在り方に関する科目	16	必修科目16単位を修得するものとする。 <u>ただし、教育経営プロフェッショナル育成プログラム（1年制）の履修を許可された者については、12単位以上を修得するものとする。</u>
コース別選択科目	プロフェッショナル科目 学校教育実践研究に関する科目 教科教育・教科複合実践研究に関する科目 発達支援教育実践研究に関する科目	20	学校支援フィールドワークに連動する「学校支援課題探究リフレクション2科目8単位」及び「学校支援課題探究プレゼンテーション2科目2単位」を標準とするが、コース・領域（分野）により、それぞれ2科目4単位以上又は2科目2単位以上で構成し、 <u>所属するコース・領域（分野）に開設されるプロフェッショナル科目と合わせて20単位以上（教育経営プロフェッショナル育成プログラム（1年制）の履修を許可された者については、24単位以上）を修得するものとする。</u>
	学校支援プロジェクト科目		
実習科目	学校支援フィールドワーク	10	全コース（領域）共通とし、10単位を修得するものとする。 <u>ただし、1年制プログラムの履修を許可された者及び別に定める入学前の小学校等の教員としての実務経験を満たす者で入学後の申請に基づき許可された者は、実習科目のうち、6単位分の履修を免除する。</u>
計		46	

区分	授業科目の領域	単位	摘要
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目 教科等の実践的な指導方法に関する科目 生徒指導及び教育相談に関する科目 学級経営及び学校経営に関する科目 学校教育と教員の在り方に関する科目	16	必修科目16単位を修得するものとする。
コース別選択科目	プロフェッショナル科目 学校教育実践研究に関する科目 教科教育・教科複合実践研究に関する科目 発達支援教育実践研究に関する科目	20	学校支援フィールドワークに連動する「学校支援課題探究リフレクション2科目8単位」及び「学校支援課題探究プレゼンテーション2科目2単位」を標準とするが、コース・領域（分野）により、それぞれ2科目4単位以上又は2科目2単位以上で構成し、 <u>所属するコースに開設されるプロフェッショナル科目と合わせて20単位以上を修得するものとする。</u>
	学校支援プロジェクト科目		
実習科目	学校支援フィールドワーク	10	全コース（領域）共通とし、10単位を修得するものとする。 <u>ただし、1年制プログラムの履修を許可された者は、実習科目のうち、6単位分の履修を免除する。</u>
計		46	

別表第3 (第7条関係)

1 修士課程 略

2 専門職学位課程

(1) 共通科目

区分	対象とするコース	授業科目	履修年次	単位数及び授業方法等		
				必修	選択	択
教育課程の編成及び実施に関する科目	全コース	教育課程の編成・実施の実践と課題 創造的カリキュラム開発の実践と課題	1・2	S 1		
			1・2	S 1		
教科等の実践的な指導方法に関する科目		教科等の授業内容と教材研究 教科等の実践的な指導方法と理論 表現・実技系教育活動における理論と実践 ICTを活用した教育デザイン	1・2	S 1	※	
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
生徒指導及び教育相談に関する科目		生徒指導の理論と実践A 生徒指導の理論と実践B 特別な教育的ニーズのある子どもに対する指導の理論と実践Aー心理・行動特性を中心にー 特別な教育的ニーズのある子どもに対する指導の理論と実践Bー教育(課程)・指導法を中心にー	1・2	S 1	※	
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
学級経営及び学校経営に関する科目		教育の経営と社会 学校の組織と経営 授業経営に基づいた学級経営 インクルーシブな学級を形成するための学級経営	1・2	S 1		
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
学校教育と教員の在り方に関する科目		STEAM・教科横断的教育と教員の在り方 SDGs時代の学校教育と教員の在り方	1・2	S 1		
			1・2	S 1		

別表第3 (第7条関係)

1 修士課程 略

2 専門職学位課程

(1) 共通科目

区分	対象とするコース	授業科目	履修年次	単位数及び授業方法等		
				必修	選択	択
教育課程の編成及び実施に関する科目	全コース	教育課程の編成・実施の実践と課題 創造的カリキュラム開発の実践と課題	1・2	S 1		
			1・2	S 1		
教科等の実践的な指導方法に関する科目		教科等の授業内容と教材研究 教科等の実践的な指導方法と理論 表現・実技系教育活動における理論と実践 ICTを活用した教育デザイン	1・2	S 1		
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
生徒指導及び教育相談に関する科目		生徒指導の理論と実践A 生徒指導の理論と実践B 特別な教育的ニーズのある子どもに対する指導の理論と実践Aー心理・行動特性を中心にー 特別な教育的ニーズのある子どもに対する指導の理論と実践Bー教育(課程)・指導法を中心にー	1・2	S 1		
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
学級経営及び学校経営に関する科目		教育の経営と社会 学校の組織と経営 授業経営に基づいた学級経営 インクルーシブな学級を形成するための学級経営	1・2	S 1		
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
			1・2	S 1		
学校教育と教員の在り方に関する科目		STEAM・教科横断的教育と教員の在り方 SDGs時代の学校教育と教員の在り方	1・2	S 1		
			1・2	S 1		

※ 教育経営プロフェッショナル育成プログラム（1年制）の履修を許可された者については、「教科等の実践的な指導方法に関する科目」及び「生徒指導及び教育相談に関する科目」の各区分について、それぞれ2単位分の履修を免ずる。

(2)～(4) 略

**附 則**

この規程は、令和6年10月9日から施行する。ただし、改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第8条、別表第2及び別表第3の規定は、令和7年度に大学院学校教育研究科に入学する学生から適用する。

【学内規則集 第7章 教務】

(改正理由)

令和7年度大学院学校教育研究科入学生に係る教育課程の一部変更及び遠隔教育活用修学プログラムの導入に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものである。

上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）の一部を次のように改正する。

改正案	現 行
<p><b>第1条～第5条の2</b> 略</p> <p>（修了に必要な単位数等及び履修単位の区分）</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、別表第2に規定する当該課程の履修基準に基づき、所定の46単位以上を修得し、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める専修免許状又は一種免許状取得に係る所要の単位（以下「免許取得単位」という。）を修得していることとする。<u>ただし、次の各号に掲げる学生は、免許取得単位の修得を要しない。</u></p> <p><u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常勤の者に限る。）のいずれかの職にある学生</u></p> <p><u>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）のいずれかの職にある学生</u></p> <p><u>(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条に規定する教育委員会の管理主事及び指導主事のいずれかの職にある学生</u></p> <p><u>(4) 在留資格が留学である外国人学生</u></p> <p>3 略</p>	<p><b>第1条～第5条の2</b> 略</p> <p>（修了に必要な単位数等及び履修単位の区分）</p> <p><b>第6条</b> 修士課程の修了要件を満たすためには、別表第2に規定する当該課程の履修基準に基づき、所定の30単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、別表第2に規定する当該課程の履修基準に基づき、所定の46単位以上を修得し、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める専修免許状又は一種免許状取得に係る所要の単位（以下「免許取得単位」という。）を修得していることとする。<u>ただし、在留資格が留学である外国人学生は、免許取得単位の修得を要しない。</u></p> <p>3 前条第3号の表に掲げる修士課程及び専門職学位課程共通の自由科目の単位は、修了要件に算入しないものとする。</p>
<p><b>第7条～第23条</b> 略</p>	<p><b>第7条～第23条</b> 略</p>
<p><b>別表第1～別表第3</b> 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第6条第2項の規定は、令和8年度入学生から適用する。</u></p>	<p><b>別表第1～別表第3</b> 略</p>

【学内規則集 第7章 教務】

（改正理由）

令和8年度大学院学校教育研究科入学生に係る遠隔教育活用修学プログラムの申請資格の見直しに伴う修了要件の改正に当たり、所要の改正を行うものである。

上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）の一部を次のように改正する。

改正案					現行						
第1条～第23条 略					第1条～第8条 略						
別表第1（第4条関係） 略					別表第1（第4条関係） 略						
別表第2（第6条関係） 略					別表第2（第6条関係） 略						
別表第3（第7条関係）					別表第3（第7条関係）						
1 修士課程					1 修士課程						
専攻科目					専攻科目						
区分		対象とするコース	授業科目	単位数及び授業方法等		区分		対象とするコース	授業科目	単位数及び授業方法等	
				必修	選択					必修	選択
専門科目	心理臨床研究に関する科目	心理臨床研究コース	略 臨床心理実習ⅠA（心理実践実習ⅠA） 臨床心理実習ⅡA（心理実践実習ⅡA） 心理実践実習ⅠB 略		P2 P5 P3	専門科目	心理臨床研究に関する科目	心理臨床研究コース	略 臨床心理実習ⅠA（心理実践実習ⅠA） 臨床心理実習ⅡA（心理実践実習ⅡA） 心理実践実習ⅠB 略		P1 P4 P2
専門セミナー			略			専門セミナー			略		
備考 単位数及び授業方法等の欄中「L」は講義、「S」は演習、「P」は実験、実習及び実技をそれぞれ示す。					備考 単位数及び授業方法等の欄中「L」は講義、「S」は演習、「P」は実験、実習及び実技をそれぞれ示す。						
2 専門職学位課程					2 専門職学位課程						
(1) 共通科目 略					(1) 共通科目 略						
(2) コース別選択科目					(2) コース別選択科目						
区分		対象とするコース	授業科目	履修年次	単位数及び授業方法等	区分		対象とするコース	授業科目	履修年次	単位数及び授業方法等
					必修 選択						必修 選択
プロフェッショナル	学校教育実践研究コース	学校教育実践研究コース	<学校経営・学校心理領域> 子どもの認知発達論 (削る) ギフティッドネス—個人差の心理学 略	1・2  1・2	  L1・S1	プロフェッショナル	学校教育実践研究コース	学校教育実践研究コース	<学校経営・学校心理領域> 子どもの認知発達論 発達と教育の評価 (新設) 略	1・2  1・2	S2  L1・S1

ノル ル 科 目	へ に 関 す る 科 目	<学級経営・授業経営領域>			
		略			
		(削る)			
		略			
		(削る)			
		略			
		略			
		略			
		略			
		略			
教 科 教 育 ・ 教 科 複 合 実 践 研 究 に 関 す る 科 目	教 科 教 育 ・ 教 科 複 合 実 践 研 究 コ ー ス	略			
		<人文・社会領域（英語）>			
		略			
		(削る)			
		略			
		略			
		略			
		略			
		略			
		略			
ノ ル 科 目	へ に 関 す る 科 目	<芸術創造領域（音楽）>			
		(削る)			
		(削る)			
		略			
		<芸術創造領域（美術）>			
		図画工作・美術科教育教材の理論と実践	1・2		S 2
		図画工作・美術科教育方法の理論と実践	1・2		S 2
		略			
		公共施設等を活用した展示の基礎理論と実践演習	1・2		S 2
		略			
略					
ノ ル 科 目	へ に 関 す る 科 目	<教科横断・総合学習領域（教科横断・探究的学習）>			
		略			
		(削る)			
		(削る)			
		略			
		(削る)			
		略			
		(削る)			
		略			
		略			

ノ ル 科 目	へ に 関 す る 科 目	<学級経営・授業経営領域>			
		略			
		『学び合い』の授業論	1・2		S 2
		略			
		カリキュラム・マネジメント実践論	1・2		S 2
		略			
		略			
		略			
		略			
		略			
教 科 教 育 ・ 教 科 複 合 実 践 研 究 に 関 す る 科 目	教 科 教 育 ・ 教 科 複 合 実 践 研 究 コ ー ス	略			
		<人文・社会領域（英語）>			
		略			
		英語科教材分析の理論と実践	1・2		L1・S1
		略			
		略			
		略			
		略			
		略			
		略			
ノ ル 科 目	へ に 関 す る 科 目	<芸術創造領域（音楽）>			
		音楽授業づくりの理論と実践	1・2		L 2
		総合表現活動の理論と実践	1・2		L 2
		略			
		<芸術創造領域（美術）>			
		図画工作・美術科教育教材の理論と実践	1・2		S 2
		(新設)			
		略	1・2		S 2
		公共施設等を活用した展示の基礎理論と実践演習	1・2	S 2	
		略	1・2		S 2
略					
ノ ル 科 目	へ に 関 す る 科 目	<教科横断・総合学習領域（教科横断・探究的学習）>			
		略			
		略			
		主体的学びの臨床過程	1・2		L1・S1
		創造行為と相互作用による探究的学習過程	1・2		L1・S1
		略			
		地域・家族の暮らしの探究学習の理論と実際	1・2		L1・S1
		略			
		略			
		略			



学校支援課題探究プレゼンテーション	略				
	略				
	略				

学校支援課題探究プレゼンテーション	略				
	略				
	略				

(3) 実習科目

区分	対象とするコース	授業科目	履修年次	単位数及び授業方法等	
				必修	選択
学校支援プロジェクト科目	略 発達支援教育実践研究コース	<特別支援教育領域> (削る)			

(3) 実習科目

区分	対象とするコース	授業科目	履修年次	単位数及び授業方法等	
				必修	選択
学校支援プロジェクト科目	略 発達支援教育実践研究コース	<特別支援教育領域> 学校支援フィールドワークⅠ（視覚障害教育臨床実習）（ストレート）		1	P 5
				2	P 5
				1	P 5
				2	P 5
				1	P 5
				2	P 5
				1	P 5
				2	P 5
				1	P 5
				2	P 5
				1	P 5

学校支援フィールドワークⅠ（特別支援教育） （ストレート）	1	P 5
学校支援フィールドワークⅡ（特別支援教育） （ストレート）	2	P 5
（削る）		
学校支援フィールドワークⅠ（特別支援教育） （現職）	1	P 3
学校支援フィールドワークⅡ（特別支援教育） （現職）	2	P 3
学校支援フィールドワークⅠ（特別支援教育） （特別）	1	P 2
学校支援フィールドワークⅡ（特別支援教育） （特別）	2	P 2
<学校ヘルスケア領域> 略		
学校支援フィールドワークⅠ（養護）（現職）	1	P 3
学校支援フィールドワークⅡ（養護）（現職）	2	P 3
学校支援フィールドワークⅠ（養護）（特別）	1	P 2
学校支援フィールドワークⅡ（養護）（特別）	2	P 2
学校支援フィールドワークⅠ（栄養）（現職）	1	P 3
学校支援フィールドワークⅡ（栄養）（現職）	2	P 3
学校支援フィールドワークⅠ（栄養）（特別）	1	P 2
学校支援フィールドワークⅡ（栄養）（特別）	2	P 2

（新設）		
（新設）		
学校支援フィールドワークⅠ（視覚障害教育臨床 実習）（現職）	1	P 5
学校支援フィールドワークⅡ（視覚障害応用教育 臨床実習）（現職）	2	P 5
学校支援フィールドワークⅠ（聴覚障害教育臨床 実習）（現職）	1	P 5
学校支援フィールドワークⅡ（聴覚障害応用教育 臨床実習）（現職）	2	P 5
学校支援フィールドワークⅠ（知的障害教育臨床 実習）（現職）	1	P 5
学校支援フィールドワークⅡ（知的障害応用教育 臨床実習）（現職）	2	P 5
学校支援フィールドワークⅠ（肢体不自由教育臨 床実習）（現職）	1	P 5
学校支援フィールドワークⅡ（肢体不自由応用教 育臨床実習）（現職）	2	P 5
学校支援フィールドワークⅠ（病弱教育臨床実 習）（現職）	1	P 5
学校支援フィールドワークⅡ（病弱応用教育臨床 実習）（現職）	2	P 5
学校支援フィールドワークⅠ（特別な教育的ニ ーズのある子どもの応用教育臨床実習）（現職）	1	P 5
学校支援フィールドワークⅡ（特別な教育的ニ ーズのある子どもの応用教育臨床実習）（現職）	2	P 5
（新設）		
<学校ヘルスケア領域> 略		
学校支援フィールドワークⅠ（養護）（現職）	1	P 5
学校支援フィールドワークⅡ（養護）（現職）	2	P 5
（新設）		
（新設）		
学校支援フィールドワークⅠ（栄養）（現職）	1	P 5
学校支援フィールドワークⅡ（栄養）（現職）	2	P 5
（新設）		
（新設）		

(4) 自由科目 略

(4) 自由科目 略

**附 則**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この規程による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（以下「改正後の履修規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修規程別表第3に規定する修士課程又は専門職学位課程の授業科目については、履修することができる。
- 3 前項ただし書の規定により修得した単位は、修士課程の修了要件30単位又は専門職学位課程の修了要件46単位に算入しない。

【学内規則集 第7章 教務】

(改正理由)

令和7年度大学院学校教育研究科入学生に係る教育課程の一部変更に伴い、所要の改正を行うものである。

(機密性1)

② 学校教育学部 教育課程の変更状況(令和7年度入学者)

上越教育大学学校教育学部履修規程(平成16年規程第70号)の一部を次のように改正する。

改正案

第1条～第22条 略

別表(第4条、第9条関係)

区分	対象とするコース	授業科目	単位数及び授業方法等			標準履修年次	摘要
			必修	選択	自由		
人間教育学関連科目 実践的 人間理解科目	全コース	略					
		略					
		教養スポーツ	P1			1	
		ウォータースポーツ	P1			1	
		スノースポーツ	P1			1	
		ボールゲーム	P1			1	
		トレーニング・ストレッチ (削る)	(1) P1			1	
		ウォーキング	P1			1	
		パルクール	P1			1	
		略					
相互コミュニケーション科目	情報	略					
		教育情報科学演習 (削る) (削る)		S1		1	
		略					
特色教育科目	略	略					
		SDGsと教育 新潟教育事情A(地域課題体験)		S1		1	
		新潟教育事情B(地域課題体験)		S1		2	
		略					

区分	対象とするコース	授業科目	単位数及び授業方法等			標準履修年次	摘要
			必修	選択	自由		
専門科目	学校教育コース	略					
専門科目	学校教育コース	<学級経営・授業経営> 略 理科観察・実験デザイン論 (削る) 略		L1・S1		2	必修科目4単位を含めて、24単位以上を修得すること。なお、4単位まで他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
		略					

現行

第1条～第22条 略

別表(第4条、第9条関係)

区分	対象とするコース	授業科目	単位数及び授業方法等			標準履修年次	摘要
			必修	選択	自由		
人間教育学関連科目 実践的 人間理解科目	全コース	略					
		略					
		教養スポーツ	P1			1	
		ウォータースポーツ	P1			1	
		スノースポーツ	P1			1	
		ボールゲーム	P1			1	
		トレーニング・ストレッチ <u>伝統スポーツ(剣道・柔道)</u>	(1) P1			1	
		ウォーキング	P1			1	
		パルクール	P1			1	
		略					
相互コミュニケーション科目	情報	略					
		教育情報科学演習 <u>プログラミング教育応用演習</u> <u>プログラミング教育実践演習</u>		S1		1	
		略					
特色教育科目	略	略					
		SDGsと教育 (新設)		S1		1	
		(新設)					
		略					

区分	対象とするコース	授業科目	単位数及び授業方法等			標準履修年次	摘要
			必修	選択	自由		
専門科目	学校教育コース	略					
専門科目	学校教育コース	<学級経営・授業経営> 略 理科観察・実験デザイン論 <u>『学び合い』の人間関係論</u> 略		L1・S1 L1・S1		2 2	必修科目4単位を含めて、24単位以上を修得すること。なお、4単位まで他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
		略					

教科教育・ 教科複合 コース	略					
	<人文・社会(英語)> 略 中等英語科指導法(学習論) (削る) (削る)		L1・S1		4	必修科目6 単位を含め て、24単位 以上を修得 すること。な お、4単位ま で他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
	略					
	<自然科学(理科)> 教科内容構成「理科」 略		L1・S1		3	必修科目4 単位を含め て、24単位 以上を修得 すること。な お、4単位ま で他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
	<自然科学(情報)> 略 ネットワークコミュニケーション論 (削る)		S2		2	24単位以上を修得すること。なお、4単位までは他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
<芸術創造(音楽)> 略 中等音楽科指導法(本質論) 中等音楽科指導法(授業論) 中等音楽科指導法(学習課程論) 中等音楽科指導法(実践応用論) 略		S2 S2 S2 S2		2 2 3 3	必修科目19単位を含めて、24単位以上を修得すること。なお、4単位まで他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。	
略						

教科教育・ 教科複合 コース	略					
	<人文・社会(英語)> 略 中等英語科指導法(学習論) 小学校英語の教材開発とブログ ラムデザイン 小学校英語授業とファシリテーション技術		L1・S1 L1・S1 L1・S1		4 2 4	必修科目6 単位を含め て、24単位 以上を修得 すること。な お、4単位ま で他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
	略					
	<自然科学(理科)> 教科内容構成「理科」 略		L2		3	必修科目4 単位を含め て、24単位 以上を修得 すること。な お、4単位ま で他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
	<自然科学(情報)> 略 ネットワークコミュニケーション論 マルチメディア教材制作演習		S2 S2		2 2	24単位以上を修得すること。なお、4単位までは他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
<芸術創造(音楽)> 略 中等音楽科指導法(本質論) 中等音楽科指導法(授業論) 中等音楽科指導法(学習課程論) 中等音楽科指導法(実践応用論) 略		S2 S2 S2 S2		2 3 3 4	必修科目19単位を含めて、24単位以上を修得すること。なお、4単位まで他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。	
略						

		<教科横断・総合学習(教科横断・探究的学習、グローバル・総合)> 略 幼児と言葉 (削る) 略	L1	2	必修科目4 単位を含めて、24単位以上を修得すること。なお、4単位まで他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
	心理臨床コース	略 <心理臨床> 略 心理学的支援法 <u>健康・医療心理学</u> 略 司法・犯罪心理学 <u>産業・組織心理学</u> 略 精神医学入門(精神疾患とその治療) <u>関係行政論</u> 略 公認心理師の職責 <u>神経・生理心理学(学習支援)</u> 略	L2 L2 L2 L2 L2 L2 L2	4 2 3 2 3 2 2	必修科目14単位を含めて、24単位以上を修得すること。なお、4単位まで他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
	専門セミナー	略			
	教科教育・教科複合コース	<人文・社会(国語)> 略 <人文・社会(社会)> 略 地理学専門セミナーⅡ <u>哲学専門セミナーⅠ</u> <u>哲学専門セミナーⅡ</u> 略	S4 S4 S4	4 3 4	専攻する領域(分野)から8単位を修得すること。
卒業研究		略			

備考 単位数及び授業方法等の欄中「L」は講義、「S」は演習、「P」は実験、実習及び実技をそれぞれ示す。

**附 則**

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和6年度以前に学校教育学部に入学者については、この規程による改正後の上越教育大学学校教育学部履修規程(以下「改正後の履修規程」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修規程別表に規定する授業科目については、履修することができる。
- 前項ただし書の規定により修得した単位は、卒業要件単位に算入しない。

		<教科横断・総合学習(教科横断・探究的学習、グローバル・総合)> 略 幼児と言葉 <u>マルチメディア教材制作演習</u> 略	L1 S2	2 2	必修科目4 単位を含めて、24単位以上を修得すること。なお、4単位まで他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
	心理臨床コース	略 <心理臨床> 略 心理学的支援法 <u>健康・医療心理学</u> 略 司法・犯罪心理学 <u>産業・組織心理学</u> 略 精神医学入門(精神疾患とその治療) <u>関係行政論</u> 略 公認心理師の職責 <u>神経・生理心理学(学習支援)</u> 略	L2 L2 L2 L2 L2 L2 L2	4 4 3 3 3 2 4	必修科目14単位を含めて、24単位以上を修得すること。なお、4単位まで他のコース・領域(分野)の専門科目の修得単位を含めることができる。
	専門セミナー	略			
	教科教育・教科複合コース	<人文・社会(国語)> 略 <人文・社会(社会)> 略 地理学専門セミナーⅡ (新設) (新設) 略	S4	4	専攻する領域(分野)から8単位を修得すること。
卒業研究		略			

備考 単位数及び授業方法等の欄中「L」は講義、「S」は演習、「P」は実験、実習及び実技をそれぞれ示す。

(改正理由)

令和7年度学校教育学部入学生に係る教育課程の一部変更に伴い、所要の改正を行うものである。